

「歩こう。佐賀県。」情報発信業務委託仕様書

1. 委託業務名

「歩こう。佐賀県。」情報発信業務

2. 事業の目的

県では、自家用車での移動が前提のライフスタイルから、歩くことや自転車、公共交通の利用などを積極的に取り入れたライフスタイルへの転換を促し、人的交流の活発化を通じた地域の魅力向上を図ることを目的として、「歩こう。佐賀県。」をキャッチコピーとした様々な取組を行っている。

佐賀県内における「歩こう。佐賀県。」の認知度向上及び歩くライフスタイルへの転換を促すことを目的として情報発信を実施する。

これまで実施してきた「歩こう。佐賀県。」情報発信の取組では、主に20～40代の働き世代や子育て世代に対し、「歩こう。佐賀県。」の認知向上施策を実施してきた。

そこで、現時点での「歩こう。佐賀県。」の認知度や公共交通の利用状況等を事前に調査した上で、より効果的な広報となるターゲットを設定し、行動を促す情報発信を行い、更なる認知向上及び歩くライフスタイルへの転換を促す。

3. 事業の内容

効果的な情報発信となるよう、事前に認知度等の調査・分析を行い、情報発信を行う上でのターゲットを明確化する。その上で、事業の目的を達成するためブランドイメージに沿った効果的な情報発信を行う。

(1) 事前調査及び分析

現時点での「歩こう。佐賀県。」の認知度や県民の「歩く」「公共交通」等に対する関心を把握するための事前調査を実施する。また、調査結果を速やかに分析し、県と協議の上、分析結果を根拠に、より効果的な情報発信となる広報媒体や企画を選定する。

※調査項目の作成にあたっては、下記(3)「事後調査」や次年度以降の調査においても継続して活用可能な項目となるよう留意する。

(2) 情報発信

情報発信事業については、調査結果を元に、実施内容を決定する。

なお、本事業で実施する情報発信は次の4つとする。

① 行動を促す情報発信の企画と実施

事前調査の結果から『「歩こう。佐賀県。」を認知しているが、自家用車での移動が日常的になっている人』に対して、歩いたり、公共交通を利用するなど、具体的な行動を促す情報発信を企画・実施する。

② 認知を向上させる情報発信の企画と実施

事前調査の結果から『「歩こう。佐賀県。」を認知していない人』が多い層に対して、認知をより高める情報発信を企画・実施する。

③ WEB サイト、Instagram 等の運営

特に30代のSNSを利用する層が「歩こう。佐賀県。」をより身近に感じてもらうために本事業のWEBサイト(aruko.saga.jp)及びInstagramアカウントで展開しているコンテンツを継続的に発信している。

そのための県内の歩きたくなる景色、街並み、スポット、イベント等を取り上げ、記事を制作し、「歩こう。佐賀県。」WEBサイト及びInstagramで発信するためのコンテンツ制作及び発信作業を行う。

※投稿の期間は、契約締結日から令和6年2月まで

※記事の投稿は、週1～2回程度を想定

④ 公共交通の利用を促す広報ツール制作

令和5年1月及び2月で県が実施した「さがバスまるっとフリーDAY」事業にて、バス利用での体験談を募った。その素材を活用し、動画やアニメーション、4コマ漫画等のような県民により伝わりやすい素材に編集し発信する。

なお、素材は本事業終了後も活用することを前提に制作すること。

※広報媒体は、(1) 事前調査の結果から、より効果的な広報媒体を選定する。

※①～③の事業と連動した施策も可とする。

(3) 事後調査

上記(1)「事前調査」での結果と上記(2)「情報発信」を実施した後の結果を比較するため、(1)「事前調査」と同様の調査を行い、県民の「歩こう。佐賀県。」に対する認知度や公共交通の利用に効果があったか調査するため、事後調査を実施する。

(4) 広報物やノベルティの制作

本事業の目的を達成するために既存の取組では不足していると思われる広報物やノベルティを契約上限額内で必要に応じて制作する。

4. 委託金額

7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

5. 履行期間

委託契約締結日から令和6年2月29日まで

6. 留意事項

- ・委託業務の実施については、県と適宜協議を行い決定すること。
- ・本業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本業務の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行うこと。
- ・設備・資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めること。
- ・受託者は本業務の実施に当たって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- ・真にやむを得ない理由がある場合は、調査等の時期等を変更する可能性がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- ・受託者の責任による施設等の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- ・本業務において、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は、著作権処理を行うこと。
- ・本業務において作成される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。
- ・成果物は、佐賀県が自由に二次利用できるものとする。

7. その他契約に係る規定について

委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

- (1) 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供の禁止
- (2) 受託業務目的以外の利用の禁止
- (3) 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
- (4) 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (5) 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化